

■河川水質状況・温暖化防止計画実践結果の公表

7月は「河川愛護月間」～みんなできれいな川を守ろう！  
枕崎市の河川水質状況を公表

■花渡川はきれいになりました。

鹿児島県は、県内公共水域に係る環境基準の類型指定改正を行い、平成19年3月30日付けで、花渡川下流の類型を「C」から「A」に改めました。過去10年の経年変化により、きれいになったことが認められた結果ですが、今後厳しい環境基準が適用されます。

■水質保全の取組み

市では、主な河川について、既設の水質保全目標基準を維持達成するために、事業場の排水検査を実施しています。また、特定事業所の行政指導等や下水道区域外での合併処理浄化槽設置補助を行っています。

■枕崎の河川は下流域が汚れています。

市内の主な河川の水質に関する環境基準達成状況は、下表のとおりです。有機性汚濁の代表的な指標であるBODのみでみると、本市の環境基準の達成率は、57.9%（平成18年度）でした。これは国の87.2%、県の93.8%（ともに平成17年度）と比較しても悪く、基準を達成していない河川の河口付近では特に汚濁が著しい状況が続いています。

■川を汚しているのはだけ？

これまで、生活排水が主な原因とされてきましたが、公共下水道事業や合併処理浄化槽設置の推進から川の浄化が急速に進んだ今日では、排水規制の対象となっていない小規模事業場の排水が大きな原因となっています。

Table with columns for measurement points (花渡川, 馬追川, 中洲川, 神園川, 田ノ川, 尻無川) and rows for BOD values (mg/l) for 16, 17, and 18 fiscal years.

●BOD (生物化学的酸素要求量) 河川の汚濁を測る代表的な指標で、数値が高いほど汚濁が進んでいることを示しています。

■は、環境基準を達成していない地点

平成18年度枕崎市等地球温暖化防止活動実行計画の実践結果を公表

平成18年度CO2換算温室効果ガスの排出削減量

単位：kg-CO2

Table showing CO2 equivalent greenhouse gas emission reduction results for various sectors (Municipal Office, Fire, Health Management) in 2018 and 2012, including percentage changes.

市役所から地球の温暖化を防ぎます

国は、1997年に温室効果ガスの削減を定めた「京都議定書」により、「地球温暖化対策の推進に関する法律」を公布しました。これは、各地方公共団体において事務や事業に関して温室効果ガス排出抑制の計画を定め、その実施結果を公表することを義務付けるものです。

これを受けて枕崎市では、平成18年1月に「枕崎市等地球温暖化防止活動実行計画」を策定。平成12年度を基準年度とし、平成18年度から平成22年度までの5年間で計画期間として、国と同様の6%削減を目標に同年4月から実践しているところです。

平成18年度の結果につきましては、表のとおりです。市と消防組合（枕崎市）は、既に目標である6%を達成しておりますが、衛生管理組合では平成14年4月から薩南衛生処理組合からのごみを受け入れ処理しているため、平成12年度と比べ2割程度増加しております。また、3団体合計では、0.2%の削減となっています。

■温室効果ガス：CO2(二酸化炭素) CH4(メタン) N2O(一酸化二窒素) その他温室効果ガスは排出されます。

■枕崎市国民保護計画策定



万が一の大規模テロ・武力攻撃に備えて  
枕崎市国民保護計画を策定

外部からの武力攻撃や大規模なテロが起きた場合、国民の生命、身体及び財産を守るため、平成16年9月に国民保護法が施行されました。市では、枕崎市国民保護協議会の答申等を踏まえ、3月に「枕崎市国民保護計画」を策定しました。

外部からの武力攻撃や大規模なテロが起きた場合、国民の生命、身体及び財産を守るため、平成16年9月に国民保護法が施行されました。市では、枕崎市国民保護協議会の答申等を踏まえ、3月に「枕崎市国民保護計画」を策定しました。

国民保護法とは 平成16年9月に施行された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」の略称です。この法律では、外国からの武力攻撃やテロなどから国民を保護するために、国、県、市などの関係機関が連携し、協力して、情報の提供や避難の誘導、避難所の開設や救助活動、医療活動などの国民保護措置に迅速かつ全力を挙げて対応することなどが定められています。

国民保護計画とは 国民保護計画は、政府が定めた「国民の保護に関する基本指針」に基づき、県や市などの地方公共団体が作る計画です。国民保護に関する措置の実施体制、住民の避難や救援、平常時から備えておくべき物資や訓練などに関する事項などを定めることとされています。市の国民保護計画の作成や変更にあたっては、関係機関の代表者などで構成される「市国民保護協議会」に諮問するとともに、県知事に協議するように定められています。

国民保護計画が対象とする事態とは 国民保護計画で想定する事態は「武力攻撃事態」と「緊急対処事態」の2つに大別されています。 ○武力攻撃事態の想定 ・海または空からの地上部隊の侵襲 ・ゲリラおよび特殊部隊による攻撃 ・弾道ミサイルによる攻撃 ・航空機による攻撃 ○緊急対処事態の想定

国民保護の仕組みに関する詳細 ○国民保護ポータルサイト http://www.kokuhohogo.go.jp/ ○総務省消防庁 http://www.frn.go.jp/concern/index.html 問合せ 総務課危機管理対策係 TEL 72-1111 内線214

水難事故から人命を守ります ~県水難救済会枕崎救難所開所式~ 水難事故や船舶事故による人命救助と安全確保を目的とする県水難救済会枕崎救難所の開所式が6月21日、水産センターで開かれました。瀬戸口市長を所長として漁協や消防、遊漁船グループなど合わせて533名で構成されており、市役所に事務局が設置されています。

避難や救援の基礎資料の準備 ・物資や資機材の整備 ・住民への啓発 ○武力攻撃事態などへの対処 住民の皆さんを守り、被害をできるだけ小さくするため迅速かつ的確に次のようなことに対処します。 ・初動体制の確立 ・情報の伝達、避難住民の誘導 ・避難住民への施設や食料などの提供 ・消防、応急体制の実施 また、緊急対処事態でも武力

このマークは、国民保護を行う人たちが場所などを識別するために、ジュネーブ諸条約等で定められている標準です。 ■このマーク覚えてください オレンジ色地に青の正三角形